

答申

1. 審査会の結論

本件異議申立てに係る固定資産評価審査委員会委員長（以下「実施機関」という）が行った平成28年1月26日付け伊固委第116号による部分公開決定は、非公開と決定した部分のうち、別表1に示した部分については公開するべきである。

2. 異議申立ての経緯

- (1) 平成27年12月18日付けで、異議申立人は、伊賀市情報公開条例（平成16年11月1日条例第15号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、以下の内容について行政情報の公開請求を行った。

【請求内容】

原告株式会社日本サングリアベバレッジカンパニー、被告伊賀市間の津地方裁判所
平成27年12月17日判決（固定資産評価審査決定取消請求事件）

- (2) 実施機関は上記の公開請求に対して、原告以外の法人名、土地・家屋の売買代金に係る金額部分及び契約書の引用部分、土地・家屋の所在、市長が決定した価格（土地・家屋の固定資産税評価額）、その他、正当な利益を害すると認められる部分について、条例第7条第3号に該当し、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報であるとして、非公開とし、平成28年1月26日付けで異議申立人に行政情報部分公開決定通知書を送付した。

- (3) 平成28年2月1日付けで、異議申立人は本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

- (4) 実施機関は、平成28年2月8日に条例第19条第1項の規定に基づき当審査会に対し諮問を行った。

3. 異議申立人の異議申立ての趣旨

異議申立人は異議申立書及び平成28年5月10日の審査会での意見陳述において次のとおり主張している。

(1) 内容

平成28年1月26日付けの行政情報部分公開決定を取り消す決定を求める。

条例第7条第3号（法人情報）を理由とした非公開について、条例解釈に不備があり、非公開の事由に該当しない。

また、非公開とする部分についてはどの部分が条例の第何条の非公開情報に該当するのか、明示すべきである。

（2）条例第7条第3号の該当性について

ア）対象文書について

公開を請求した裁判の判決文は、裁判は公開の法廷で審理し判決されるものであるため、一般に公開されている情報である。

民事訴訟法第91条には「訴訟記録の閲覧」の規定があり、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」とされており、誰でも閲覧が可能なことから、非公開とする情報ではない。

イ）原告以外の法人名、その他、正当な利益を害すると認められる部分について

個人情報と同じように厳格に扱うものではなく、公開したからといって法人の競争上の地位や権利を害するものではない。

ウ）土地・家屋の売買代金に係る金額部分及び契約書の引用部分について

行政側だけで判断せずに、第三者照会を行った上で、公開・非公開を決定すべきである。

エ）土地・家屋の所在、市長が決定した価格（土地・家屋の固定資産税評価額）について

固定資産税の評価額は毎年一定期間縦覧されており、既に公開されている情報である。

また、開かれた市政の運営のために範囲を限定せずに公開していくものであると考えている。

（3）非公開理由の明示について

非公開とした箇所に、個別の理由が付記されなければ、理由不備の非公開として違法な処分となる。実施機関は非公開とする箇所ごとに非公開理由をインデックスを付けて説明すべきである。また、黒塗り部分を非公開にした基準となる解釈運用基準の該当項目を説明すべきである。

4. 実施機関による行政情報部分公開決定を行った理由及び説明

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

(1) 原告以外の法人名について

原告であるサンガリアが会社の規約や規定等によって双方の信頼関係のもとに契約や事業を行っている相手方の会社名であり、公開することにより今後の取引に支障が生じるものである。

また、条例第15条第1項の規定に基づきサンガリアに意見照会を行ったところ、非公開を希望した。

(2) 土地・家屋の売買代金に係る金額部分及び契約書の引用部分について

規約や規定等によって双方の信頼関係のもとに交わした契約書、及び契約内容であり、公開することにより今後の取引に支障が出るものである。

また、意見照会において、サンガリア側も非公開を希望した。

(3) 土地・家屋の所在、市長が決定した価格（土地・家屋の固定資産税評価額）について

固定資産の閲覧については、地方税法第382条の3と地方税法施行令第6条の21や同じく施行令第52条の15、また地方税法施行規則第12条の5に基づき、当事者以外に税情報を提供しないという運用をしているため、今回、土地・家屋の所在や、市長が決定した固定資産評価額について公開することは、当事者以外にも税情報が知られることになる。

サンガリア側からは土地の所在、地番、種類については非公開の希望であった。

(4) その他、正当な利益を害すると認められる部分について

サンガリアが飲料水メーカーであることに鑑み、公開されることにより風評被害等が懸念される表現を非公開とした。また、サンガリア側も非公開を希望した。

5. 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、津地方裁判所平成26年（行ウ）第17号固定資産評価審査決定取消請求事件の判決書である。

判決書等の訴訟記録について、民事訴訟法第91条には「訴訟記録の閲覧」が規定されている。

同法では当事者及び利害関係を疎明した第三者以外の者に対してまで写しの交付を認められているものではないことから、公開の範囲は情報公開制度と必ずしも一致するものではないが、当審査会では、同法の閲覧規定の趣旨を勘案した上で審議を行った。

(2) 条例第7条第3号の該当性について

条例第7条第3号は「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。〔中略〕）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」を非公開とするというものである。

以下、このことについて、情報の種類ごとに該当性の判断を行った。

ア) 原告以外の法人名について

① サンガリアが土地の売買契約を締結した相手方の法人名について

本件対象文書2ページ以下には、サンガリアが売買により取得した土地の売主たる法人名が記載されている。当該土地は土壤汚染が生じていた土地であるが、サンガリアと売主たる法人は納得の上、契約を締結しており、実施機関が主張するように公開によって契約両当事者の信頼関係が損なわれ、今後の取引に支障が生じるとは認められない。しかも、汚染の除去は買主であるサンガリアが行うということで、全く放置されているわけではなく、一定の責任を果たしている。このことから、当該土地に土壤汚染が生じていた旨を公開することを以て、社会的信用を著しく損なうものとはいえない。

また、売主たる法人は土地の土壤汚染について県に届出をしており、届出内容及び法人名は県のホームページ等でも公開されたほか、新聞報道もされている。

更に、実施機関からの意見照会に対しても、公開されても差し支えないとの回答であった。

上記のことから、非公開とすることに実益はなく、本件対象文書2ページ以下記載の法人名については、公開が妥当である。

② 土壤汚染の除去の費用見積もりを行った法人名、及び、汚染除去を行った法人名について

これらの法人は、単に土壤汚染の除去の費用の見積もり又は汚染の除去を行ったに過ぎず、法人名を公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものであるとは認められないため、公開が妥当である。

イ) 土地・家屋の売買代金に係る金額部分及び契約書の引用部分について

私企業間の契約情報であり、法人両当事者しか知りえない交渉過程の情報であることから積極的に公開すべき情報ではなく、特に本件対象文書に記載のある条項は、一般的、定型的なものではなく、法人間のノウハウに関する情報であるとも言えるので、非公開が妥当である。

ウ) 土地・家屋の所在、市長が決定した価格（土地・家屋の固定資産税評価額）について

固定資産税の評価額等は、地方税法第416条第1項の規定により、市町村長は、市町村内に土地、建物を有する固定資産税納税者が、自身の所有する土地又は建物と他の土地又は建物とを比較するために、毎年決められた期間に縦覧に供するとされている。

伊賀市では、縦覧期間中に申請のあった伊賀市への納税者に対してのみ、地番と評価額を公開している。

上記のとおり、同法に基づく固定資産税評価額等の縦覧は公開の対象、期間、範囲を限定していることから、一般に広く公開されている情報であるとは言えない。

このことを前提にして土地・家屋の所在、固定資産税の評価額の条例第7条第3号の該当性について検討をすると、土地・家屋の所在、固定資産税の評価額は法人の資産に関する情報に該当し、信用力にもつながる内部管理の情報であるため非公開が妥当である。

ただし、サンガリアが訴訟上主張している固定資産税の評価額については、単に当該法人が主観的に主張している金額に過ぎないため、法人の資産に関する情報には該当せず、公開が妥当である。

エ) その他、正当な利益を害すると認められる部分について

サンガリアが飲料水メーカーということで、イメージが悪くなるという本質的な部分は当てはまっているが、サンガリアは土壤汚染が生じていた土地について納得して契約を締結しており、汚染除去についても全く放置されているわけではなく、一定の責任は果たしている。

また、消費者からすれば土壤汚染の土地で飲料を製造するということに心理的嫌悪感を示すことは一般的であるといえるが、既に本件土地には土壤汚染が生じていた事実が公開されている以上、当事者しか知りえない内部情報には当たらず、公開によって社会的信用を損なう情報であるとは言えないため、公開が妥当である。

(3) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が非公開とした部分のうち、別表1に示した部分については公開することが妥当であると判断する。

付言

本件では、非公開理由の明示がされていない点も異議申立ての理由に含まれている。伊賀市情報公開条例第14条第1項には「行政情報の全部又は一部を公開しないとき

答申第1号

は、公開請求者に対し、同条各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、公開しないこととする根拠を明らかにするとともに、当該根拠を適用する理由が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定されている。

これを受けて当審査会は、今後、非公開又は部分公開決定を行おうとする実施機関に対し、非公開とする部分、理由について情報公開請求者に十分に伝わるように対応を求める。

6. 審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
平成28年2月8日	諮問書受理
2月17日	審議① 実施機関からの意見聴取
5月10日	審議② 異議申立人の意見陳述
6月22日	審議③ 答申